

<p>四百四十四の二 警備 業法第二十三条第一 項の規定に基づく検 定の実施</p>	<p>四百四十四の三 警備 業法第二十三条第四 項の規定に基づく合 格証明書の交付の申 請に対する審査</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>
<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の書換えを 受けようとする者</p>
<p>合格証明書の書換え 手数料</p>	<p>合格証明書の書換え 手数料</p>	<p>合格証明書の書換え 手数料</p>	<p>合格証明書の書換え 手数料</p>	<p>合格証明書の書換え 手数料</p>	<p>合格証明書の書換え 手数料</p>
<p>二千二百円</p>	<p>一万円</p>	<p>一万円</p>	<p>一万円</p>	<p>一万円</p>	<p>一万円</p>
<p>書換え申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>

別表第一第四百四十五号中「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同表第四百四十六号中「第十一条の六第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同号の次に次の三号を加える。

<p>四百四十四の五 警備 業法第二十三条第五 項において準用する 同法第二十三条第六 項の規定に基づく合 格証明書の再交付</p>	<p>合格証明書の再交付を 受けようとする者</p>	<p>合格証明書の再交付 手数料</p>	<p>二千円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>四百四十六の二 警備 業法第四十二条第三 項において準用する 同法第二十三条第五 項の規定に基づく機 械警備業務管理者資 格者証の書換え</p>	<p>機械警備業務管理者資 格者証の書換えを受け ようとする者</p>	<p>機械警備業務 管理者資格者 証書換え手 数料</p>	<p>二千円</p>	<p>書換え申請のとき</p>
<p>四百四十六の三 警備 業法第四十二条第三 項において準用する 同法第二十三条第六 項の規定に基づく機 械警備業務管理者資 格者証の再交付</p>	<p>機械警備業務管理者資 格者証の再交付を受け ようとする者</p>	<p>機械警備業務 管理者資格者 証再交付手 数料</p>	<p>千八百円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>四百四十六の四 警備 業法の一部を改正す る法律(平成十六年 法律第五十号)附則 第五条の規定に基づ く同法による改正後 の警備業法第二十三 条第一項に規定する 検定に合格した者と みなす審査</p>	<p>検定に合格した者とみ なす審査を受けよう とする者</p>	<p>警備業務検定 合格者みなし 審査手数料</p>	<p>四千七百円</p>	<p>審査申請のとき</p>

別表第一第四百四十七号中「第五十九条の二第五項(同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九条第五項」に改め、同表第四百四十八号中「第五十九条の二第九項(同法第六十六条第二項において準用する

場合を含む。)を「第五十九条第九項」に改め、同表第四百四十九号中「第五十九条の第二第十項(同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九条第十項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、別表第一第四百四十七号から第四百四十九号までの改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一〜四百三十四略	認定証の再交付を申請する者	警備業認定証再交付手数料	二千円	申請のとき
四百三十五警備業の再交付	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき
四百三十七警備業の書換え	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき
法第三十七條第三項の規定に基づく認定証の書換え	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき

改正前

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一〜四百三十四略	認定証の再交付を申請する者	警備業認定証再交付手数料	二千円	申請のとき
四百三十五警備業の再交付	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき
四百三十七警備業の書換え	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき
法第三十七條第三項の規定に基づく認定証の書換え	認定証の有効期間の更新を申請する者	警備業認定証更新手数料	二千三百円	更新申請のとき

四百三十八 削除	警備業 指導教 育責任 者	警備業 指導教 育責任 者	九千八百円	交付申請のとき	四百三十八 警備業 指導教 育責任 者の 資格 審査 の 実施	検定を受けようとする者	警備業 指導教 育責任 者	九千八百円	交付申請のとき	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、検定を受けようとする者が検定に必要な試験を免除される者である場合は、九千七百円。イ 警備業法第二條第一項第一号又は第二号に該当する警備業務であつて、警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)で定めるもの。ロ イに掲げる警備業務以外の警備業務。ニ 九千二百円	受検申込みのとき
四百四十 警備業法 第二十二 條第一号 の規定に 基づく警 備員指導 教 育責任 者	警備員 指導教 育責任 者	警備員 指導教 育責任 者	講習二時間 につき千 二百円	受講申込みのとき	四百四十 警備業法 第二十二 條第一号 の規定に 基づく警 備員指導 教 育責任 者の 資格 審査 の 実施	検定を受けようとする者	警備員 指導教 育責任 者	三万七千円	受講申込みのとき	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、検定を受けようとする者が検定に必要な試験を免除される者である場合は、九千七百円。イ 警備業法第二條第一項第一号又は第二号に該当する警備業務であつて、警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)で定めるもの。ロ イに掲げる警備業務以外の警備業務。ニ 九千二百円	受検申込みのとき